

1. 基本的方針

(1) 基本理念

いじめは，被害学生の健全な成長を損ないその生命や身体に重大な危機を及ぼすだけでなく，加害学生やその他学生全員の成長に悪影響を与える教育危機の一つであるという認識のもと，その未然防止，早期発見，迅速かつ適切な対応のため全教職員が組織的に連携して取り組む。

(2) いじめの定義

いじめとは，学生に対して，一定の人的関係にある他の学生が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 組織連携

学校は，いじめの未然防止，早期発見，迅速かつ適切な対応のため，各部署はその職務を適切に遂行するとともに，「阿南工業高等専門学校学生相談専門委員会に関する申し合わせ」（平成 25 年 2 月 27 日校長裁定）にもとづき必要に応じて学生相談室長統括のもと連携する。

2. 具体的対応

(1) 未然防止

- ・ 日常の教育活動（授業，クラブ，寮など）すべてにおいて人間的成長に留意し，学生および教職員が相互の人権を尊重できるよう配慮する。
- ・ いじめ事象の発生しやすい低学年において，クラス毎もしくは学年毎に，人権をテーマに研修を行う。
- ・ いじめの様態や未然防止，早期発見，迅速かつ適切な対応のための情報を，イントラネットや研修会等により学内で共有する。
- ・ 学生会と連携し，未然防止，早期発見の活動を推進する。

(2) 早期発見

- ・ いじめ事象の発生しやすい低学年を中心に，学生支援ミーティングおよび担任個別の面談等を通して，人間関係・交友関係について聞き取りを行う。
- ・ 学生相談室の活動について，パンフレット・HP・新入生対象説明会等により周知する。
- ・ 投書箱，いじめ当事者以外の学生からの報告，保護者からの連絡等に留意し，懸念情報については迅速に共有する。
- ・ 学生の変調（授業態度の乱れ，成績低下，頻繁な欠課欠席，身だしなみや言葉遣いの乱れ，退寮等）に留意し，懸念情報については迅速に共有する。

(3) 対応

- ・ いじめを認識した場合は，担任教員と学生主事管轄の初期対応による被害学生保護を第一とし，状況把握をふまえ，担任教員と学生相談室を中心とする被害学生のメンタルケアおよび担任と学生主事管轄を中心とする加害学生指導など，関係学生の持続的成長に配慮した教育的対応を行う。これによる解決が困難な場合など，「阿南工業高等専門学校学生相談専門委員会に関する申し合わせ」にもとづき必要に応じて学生相談室長統括のもと連携する。
- ・ 被害加害双方の学生保護者に迅速かつ適切に情報提供を行い協力して学生への教育支援を行うとともに，必要に応じて関係機関・専門機関と連携する。